

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

【目的】

本項目では、主に個別事象における不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等について理解することを目的としています。

【構成】

- 1 本項目の構成は、不正や非違行為の未然防止の観点から、入札談合等防止、情報漏えい等の未然防止（秘密保全・情報保証）、装備品等の管理、文書管理、服務事案への対応（ハラスメント防止、薬物犯罪防止等）等について記述しています。
- 2 各項目は、①必要性、②過去の違反事例、③不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等について記述しています。

【規律違反に対する省内の動き】

○ 規律違反の根絶に向けた防衛大臣指示

防衛大臣指示第2号（平成29年10月27日）が発出され、規律違反の根絶に向けた対策として、各種施策の実施が指示されました。

1 各種施策

- （1）懲戒権の委任範囲の限定（上級組織の指揮監督者に限定）
- （2）懲戒処分の見直し（懲戒処分の厳罰化等）
- （3）懲戒処分の事前報告（全ての案件について防衛大臣に報告）
- （4）懲戒処分の業務処理の迅速化

2 今後の対応

各法令等を理解し、徹底させる必要があります。懲戒処分の基準の見直しにおいては、「注意」等を表示しなかったり、個人情報の管理が適切でなかった場合等においても、懲戒処分の明確化が図られています。

【その他】

- 1 「どのような違反事例があったのか」の事例の一部については、平成20年7月15日に開催された防衛省改革会議（第11回）で配布された、防衛省改革会議「報告書」及び「報告書別添 参照資料」に詳しく述べられています。

参照先（首相官邸 防衛省改革会議）：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/bouei/index.html>

- 2 「個別事象に関する関係法令等」には、代表的なものを記述していますので、必要に応じ、他の関係法令等も確認してください。



2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

【参考】注意すべき新たな事例

- 1 「兼業違反となる会員登録」
某連鎖販売取引を主業務とする私企業への会員登録
(1) 特徴
ア 身近な人に製品を販売したり、勧誘しながら、ネットワークを拡大する業務形態です。
イ 会員登録すると会員価格で買える等、言葉巧みに勧誘します。
ウ 身近な人（親しい友人、同僚等）からの勧誘を鵜呑みにし、説明・注意事項（ホームページには「国家公務員は登録できません。」と記載）を確認することなく会員登録してしまいます。
(2) 違反行為
私企業からの隔離（兼業）
(3) 違反となる理由
業務内容の一つである製品を仕入れ価格で購入し販売する（小売り利益を得る）行為と、取引実績に応じたボーナスを受け取る行為が、個人事業主（いわゆる販売代理店）に相当し、会員登録は、個人事業主としての登録行為となるため、自衛隊法第62条第1項の「自ら営利企業を営んではならない」に違反します。

2 違反事例

事例：営内陸曹4名による私企業への関与制限等違反

【概要】

- ① 隊員Aは、平成27年4月頃、部外知人の勧誘により、連鎖販売取引を主業務とする私企業に出資して同業者と業務委託契約を締結して個人事業主となり、同僚隊員を勧誘して入会させ、当該私企業より、約45万円の報酬を受け取りました。
- ② 隊員Bは、平成27年5月頃、隊員Aの勧誘により、連鎖販売取引を主業務とする私企業に出資して個人事業主となり、同僚隊員を勧誘して入会させ、当該私企業より、約24万円の報酬を受け取りました。
- ③ 隊員C及びDは、平成27年5月頃、それぞれ隊員A及びBの勧誘により、連鎖販売取引を主業務とする私企業に出資して個人事業主となり、同僚隊員を勧誘しました。
防衛省は、隊員4名に対し懲戒処分等（停職2名、戒告2名）を実施しました。

【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
私企業への関与制限等違反	自衛隊法第62条第1項 (私企業からの隔離)

※ 会員登録した時点で個人事業主となってしまうため、懲戒処分等の対象となります。